

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準（第五十条―第五十一条の二の三）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準</p> <p>（実施計画の記載事項）</p> <p>第五十条の二 令第四十四条第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 令第四十四条第二項の規定に基づく救急業務を実施する地域（次号において「実施地域」という。）及び時間帯並びに准救急隊員の人数、勤務形態、配置場所その他の実施体制</p> <p>二 複数の場所における傷病者の発生、多数の傷病者の発生等の場合に、実施地域以外の地域から救急現場に必要なに応じて救急</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準（第五十条―第五十一条の二）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準</p> <p>（新設）</p>

隊一隊以上を出動させることができる体制の確保に関する事項

三 医師が救急業務を行う救急隊員及び准救急隊員に対して必要に応じて指導又は助言を行うことができる体制の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、救急業務の適切な実施を図るために必要な事項

(救急業務に関する講習)

第五十一条 令第四十四条第五項第一号及び令第四十四条の二第三項第一号の総務省令で定める救急業務に関する講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

課目	分類	内容	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員及び准救急隊員の責務等並びに医学概論	五十
解剖・生理		総論、身体各部の名称及び	

(救急業務に関する講習)

第五十一条 令第四十四条第三項第一号及び令第四十四条の二第三項第一号の総務省令で定める救急業務に関する講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

課目	範囲	時間数
救急業務の総論	沿革、意義、隊員の責務等	時間 四
応急処置に必要な	総論、身体各部の名称及び皮膚系、骨格系、筋系、呼吸系、循環系、消化系、泌	八

<p>の総論 応急処置</p>	
<p>観察</p>	<p>救急実務及び関係法規 社会保障・社会福祉 社会福祉</p>
<p>総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、受傷機転の把握及び既往症等の聴取</p>	<p>皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系その他の系 社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制並びに医療保険 死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関並びに救急業務の関係法規</p>
<p>七十三</p>	

<p>急処置 傷病別応急処置</p>	<p>応急処置の基礎及び実技</p>	<p>解剖・生理系</p>
<p>外傷（出血、ショック、創傷、頭部外傷、顔面外傷、眼外傷、頸部外傷、胸部外傷、腹部外傷、性器外傷、脊椎（脊髄）外傷、四肢外傷及び多発外傷）、特殊傷病（熱傷、日（熱）射病、寒冷損傷、電撃傷、爆傷、酸欠、溺水、潜函病、急性中毒、気道等の異物、急性放射線障害及び動物による咬傷・刺傷）及び疾病（心発作、意識障害、けいれん、高熱、呼吸困難、腹痛、性器出血、精神障害及び老人・小児</p>	<p>観察等（観察・判断及び既往症等の聴取）、心肺そ生（気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）及び酸素吸入）、止血（直接圧迫及び間接圧迫による止血）、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送等（各種搬送、救出及び車内看護）</p>	<p>泌尿系、神経系、感覚系、生殖系その他の系</p>
<p>四十三</p>	<p>四十二</p>	

救急医療・		論 応急処置各	論 応急処置総	検査
救急医療体制、プレホスピ	出並びに車内看護	気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心臓マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）、酸素吸入、直接圧迫及び間接圧迫による止血、被覆、副子固定、在宅療法継続中の傷病者搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送、救出並びに車内看護	心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送	一般検査、生理学的検査並びに検査機器の原理・構造及び保守管理

合	実地研修、教育効果測定及び行事		救急実務及び関係法規	救急用具・材料の取扱い	
	医療機関及び現場における実地研修、実地試験及び学科試験並びに開講式、閉講式その他の行事	関係機関及び関係法規	多数傷病者発生事故及び死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急現場における活動要領及び注意事項、救急活動の記録並びに救急業務の関係機関及び関係法規	救急用具・材料の操作法、保管・管理及び消毒	の疾患)の応急処置並びに分娩 ^{べん} 及び新生児の取扱い
計					
百三十五		二十一	十	七	

							病態別応急処置	
傷 熱傷・電撃	傷 頭部・頸椎 (頸髄)損	一般外傷	出血	意識障害	循環不全	ショック・	心肺停止	災害医療
							原因、病態生理、病態の把握、応急処置及び病態の評価	タル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応及びトリアージ
							六十七	

		特殊病態 別応急処 置				
産婦人科・ 周産期	高齢者	小児・新生 児	・消化管 異物（気道	溺水	中毒	
産婦人科・周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩 <small>べん</small> の介助及び分娩直後の新生児の管理	高齢者の基礎的事項及びシヨック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患	小児及び新生児の基礎的事項、症状からみた小児救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇生法				
			二十五			

合	行事 実習及び			精神障害
			その他特殊 病態	
計	救急用資器材の操作法、保 管管理及び消毒、シミュレ ーション実習、医療機関及 び現場における実地研修並 びに入校式・修了式その他 の行事	咬傷・刺傷 病、急性放射線障害及び動 物による咬傷・刺傷	切断四肢の取扱い、多発外 傷、鼻出血、眼損傷、口腔 損傷、日射病・熱射病、寒 冷損傷、爆傷、酸欠、潜函 病、急性放射線障害及び動 物による咬傷・刺傷	精神科救急の基礎的事項、 精神科救急への対応、病態 の評価及び精神科の治療
二百五十		三十五		

(救急業務に関する講習の課程を修了した者)と同等以上の学識
 経験を有する者)

第五十一条の二 令第四十四条第五項第二号及び令第四十四条の二
 第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とす
 る。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師
- 五 救急救命士

(救急業務に関する基礎的な講習)

第五十一条の二の二 令第四十四条第六項第一号の総務省令で定め
 る救急業務に関する基礎的な講習は、消防庁長官、都道府県知事
 又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものと
 する。

課目	分類	内 容	時間数
救急業務 及び救急	救急業務の 総論及び医	救急業務の沿革及び意義、 救急隊員及び准救急隊員の	十五

(救急業務に関する講習の課程を修了したもの)と同等以上の学識
 経験を有する者)

第五十一条の二 令第四十四条第三項第二号及び令第四十四条の二
 第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とす
 る。

- 一 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三条の規定によ
 る救急救命士の免許を受けている者
- 二 消防庁長官が前条に定める講習の課程を修了した者と同等以
 上の学識経験を有すると認定した者

(新設)

		医学の基礎	
応急処置の総論			
検査	観察	救急実務及び関係法規	解剖・生理
一般検査、生理学的検査及	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、受傷機転の把握及び既往症等の聴取	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関並びに救急業務の関係法規	総論、身体各部の名称及び皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系その他の系
		四十二	

<p>病態別応急処置</p>			
<p>循環不全 ショック・</p>	<p>心肺停止</p>	<p>論 応急処置各</p>	<p>論 応急処置総</p>
<p>評価 把握、応急処置及び病態の評</p>	<p>原因、病態生理、病態の把握、応急処置及び病態の評</p>	<p>に救出 、体位管理、各種搬送並びに救出 療法継続中の傷病者搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送並びに救出</p>	<p>送 心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送</p>
<p>十五</p>			

特殊病態									
小児・新生	・消化管 異物（気道）	溺水	中毒	傷 熱傷・電撃	傷 （頸髄）損	頭部・頸椎	一般外傷	出血	意識障害
小児及び新生児の基礎的事									

別応急処置

児	高齢者	産婦人科・ 周産期	精神障害	その他特殊 病態
<p>項、症状からみた小児救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇生法</p>	<p>高齢者の基礎的事項及びシヨック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患</p>	<p>産婦人科・周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩の介助及び分娩直後の新生児の管理</p>	<p>精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価及び精神科の治療</p>	<p>切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日射病・熱射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函</p>

合	実習及び 行事		
計	救急用資器材の操作法、保 管管理及び消毒、シミュレ ーション実習、医療機関及 び現場における実地研修並 びに入校式・修了式その他 の行事	病、急性放射線障害及び動 物による咬傷・刺傷	二十
	九十二		

(救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者)

第五十一条の二の三 令第四十四条第六項第二号の総務省令で定め
る者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師

(新設)

五| 救急救命士
六| 第五十一条に規定する講習の課程を修了した者